

## 神戸市フードロスロッカー利用にかかる手数料等助成金交付要綱

令和 8 年 8 月 10 日 環境局長決定

### (目的)

第 1 条 この要綱は、小売店や飲食店などで、何もしなければ廃棄されてしまう食品を安価で市民とマッチングする「フードロスロッカー」の利用等に要する経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該助成金の交付等に関して必要な事項を定め、食品提供事業者の参加促進を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フードロスロッカー 小売店や飲食店等の何もしなければ廃棄されてしまう食品（賞味期限が近い食品、見た目が悪いだけで売れ残った野菜、スーパー等の売れ残り等）を、安価な価格で販売する非対面のロッカー型自動販売機をいう。
- (2) 食品提供事業者 フードロスロッカーで食品を販売する小売店・飲食店をはじめ神戸市内で食品を取り扱う事業者のことをいう。
- (3) フードロス商品 何もしなければ廃棄されてしまう食品（賞味期限が近い食品、見た目が悪いだけで売れ残った野菜、スーパー等の売れ残り等）をいう。

### (対象者)

第 3 条 助成事業の対象となる者は、食品提供事業者とし、次の各号に掲げる全てに該当する者とする。

- (1) 代表者及び役員に破産者及び拘禁刑以上の刑に処せられている者がいる事業者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等による手続きをしている事業者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条各号に該当する団体でないこと。
- (4) 国税（法人税、所得税、消費税（地方税を含む））及び神戸市税を含む地方税を滞納している又は未申告である事業者でないこと。

### (対象経費)

第 4 条 助成事業の対象となる経費は、フードロスロッカーを利用し、フードロス商品の売買が成立した際、食品提供事業者が負担する各種手数料等とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成の対象外とする。

- (1) 市等の他の事業により補助や補償等を受ける部分に係る費用がある場合
- (2) 本助成金の趣旨及び目的に照らし、適当でないと市長が判断する場合

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、予算の範囲内で、売買が成立した際の販売価格の100分の40に相当する額を上限とし、かつ1取引ごとに400円を限度額とする。ただし、算定した助成金総額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 市長は、当該年度の補助金の予算を超過する場合は、助成金の額を減額して交付又は交付しないことができる。

(助成対象期間)

第6条 本助成金の対象は、令和8年8月31日から令和9年2月28日の間にフードロス商品の売買が成立したものを対象とする。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を申請しようとする者は、原則、売買が成立した日の翌月10日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 神戸市フードロスロッカー利用手数料等助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)

(2) 出品及び売買されたことを証するもの

(3) 対象経費の支払いを証するもの

(4) その他市長が必要と認める書類

2 本条に規定する手続きは、電子申請システム(e-KOBE)により行うものとする。

3 前項の規定による電子申請ができない特段の事情がある場合は、その事情を市に申し出た上で、郵送による申請もできるものとする。

4 申請者は原則、食品提供事業者とする。ただしフードロスロッカー設置者と食品提供事業者との間に合意がある場合、フードロスロッカー設置者が代理申請できるものとする。

(審査・交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により交付申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、助成金を交付することが適当であると認めたときは、補助金規則第6条第1項に基づき助成金の交付決定を行い、神戸市フードロスロッカー利用手数料等助成金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に対し速やかに通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、助成金を交付することが不適当であると認めたときは、補助金規則第6条第3項に基づき、理由を付して、助成金を交付しない旨の決定を神戸市フードロスロッカー利用手数料等助成金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に対し速やかに通知するものとする。

(調査等)

第9条 市長は、助成金の適正な執行と事業の遂行を期するため、助成事業者に対して報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第 10 条 市長は、補助金規則第 19 条の規定により、助成金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、市長は速やかに神戸市フードロスロッカー利用手数料等助成金交付決定取消通知書(様式第 4 号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を取消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて助成金を返還させるものとする。

(関係書類の整備)

第 11 条 助成事業者は、助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、決定通知を受けた日の属する市の会計年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(成果の報告)

第 12 条 市長は、必要があると認めるときは、当該助成対象事業の成果について、助成事業者に対し、適宜報告を求めることができるものとする。

(知的財産権の帰属)

第 13 条 この助成事業により得られた知的財産権は、助成事業者等に帰属するものし、本市には帰属しないものとする。

(施行細則の委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、所管局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 10 日から施行する。